

## 水質汚濁防止法の改正について

水質汚濁防止法が改正され、平成23年4月1日から施行されました。

水質汚濁防止法の改正の内容は以下の2点です。

- ① 特定事業場での排水測定結果の記録の保存を義務付け、測定結果の未記録や虚偽の記録等に対する罰則を創設
- ② 事業場における事故について、事故時の措置の対象となる物質及び施設の追加

### 改正の概要

#### ① 排水の測定に係る改正

今回の改正により、これまで明確でなかった又は定めがなかった事業者の測定・記録・保存義務の対象となる測定項目及び測定頻度の規定が設けられました。

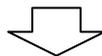
#### 【排水の測定に係る改正内容】

		現 状	改 正 後
排水 の 測定	項目	・当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた項目。	・当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた項目のうち、排水口ごとに、様式第1別紙4「排水の汚染状態」欄中に記載された項目。(※1)
	頻度	—	・年1回以上。(※2)
	時期	—	・測定しようとする排水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に行う。
記録の 保存対象		・様式第8による水質測定記録表。	・様式第8による水質測定記録表に加え、計量証明書等。(※3)

※1 様式第1別紙4については、別紙を参照。

※2 旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場からの排水の測定について、その特殊性から、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の測定の回数については、3年を超えない排水の期間ごとに1回以上とする。

※3 測定を事業者自らが行う場合は試料採取記録、結果計算表、測定野帳チャート類等、外部に委託する場合は計量証明書等。様式第8については、別紙を参照。



#### 【罰則の創設】

排水の汚染状態の測定について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は30万円以下の罰金が科せられます。

② 事故時の措置に係る改正

今回の改正により、新たに事故時に必要な措置を講ずる対象者が追加されました。

【事故時の措置に係る改正内容】

事故時の措置：施設の破損等の事故により有害物質や油等が公共用水域等に排出され、生活環境等に被害を生ずるおそれがある場合の措置を規定。

	現 状	改 正 後
対象者	・ 特定事業場の設置者 ・ 貯油施設等の設置者	・ 特定事業場の設置者（※） ・ 指定施設の設置者 ・ 貯油施設等の設置者
内容	設置者に事故時の措置などを義務付け ・ 直ちに、排出及び浸透を防止するための応急の措置を講じる。 ・ 速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出る。	

※「汚染状態が第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水」が追加

指定施設とは有害物質を貯蔵・使用する施設又は**指定物質**（※）を製造・貯蔵・使用・処理する施設のことです。

※ 指定物質については、別表を参照してください。

問合せ先

広島県環境県民局環境部環境保全課 電話 082-513-2918（ダイヤルイン）

○水質汚濁防止法施行規則 様式第1（別紙4）

別紙4

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水水の汚染状態	種類・項目	通 常	最 大	通 常	最 大
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     この欄に記載された項目について、測定を行ってください。                 </div>			
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

○ 水質汚濁防止法施行規則 様式第8

様式8（第9条関係）

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名 称	排 水 量 (m <sup>3</sup> /日)								

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。  
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

## 【指定物質一覧】

番号	物質名
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	塩化ビニルモノマー
10	アクリルアミド
11	アクリル酸
12	次亜塩素酸ナトリウム
13	二硫化炭素
14	酢酸エチル
15	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル (MTBE)
16	トランス-1, 2-ジクロロエチレン
17	硫酸
18	ホスゲン
19	1, 2-ジクロロプロパン
20	クロルスルホン酸
21	塩化チオニル
22	クロロホルム
23	硫酸ジメチル
24	クロロピクリン
25	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス又は DDVP)
26	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又は ESP)
27	1, 4-ジオキサン
28	トルエン
29	エピクロロヒドリン
30	スチレン
31	キシレン
32	パラ-ジクロロベンゼン
33	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又は BPMC)
34	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
35	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又は TPN)
36	チオりん酸 0, 0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又は MEP)
37	チオりん酸 S-ベンジル-0, 0-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又は IBP)
38	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
39	チオりん酸 0, 0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
40	チオりん酸 0, 0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)
41	4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又は CNP)
42	チオりん酸 0, 0-ジエチル-0-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)
43	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
44	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
45	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
46	臭素
47	アルミニウム及びその化合物
48	ニッケル及びその化合物
49	モリブデン及びその化合物
50	アンチモン及びその化合物
51	塩素酸及びその塩
52	臭素酸及びその塩